

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案（新旧対照表）

（傍線部は改正部分）

改正案

現行

第四十五条の十二 航空機局の一一八㎞から一四二㎞までの周波数の電波を使用する無線設備（A三E電波を使用する周波数間隔が八・三三㎞のもの及びG一D電波を使用するものを除く。）は、その航空機の航行中における通常の状態において、次の各号の表に定める条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信装置

區別	条件
(略)	(略)
総合周波数特性	変調周波数三五〇ヘルツから二、五〇〇ヘルツまでにおいて、六デシベル以内
(略)	(略)

二 三 (略)

2 (略)

3| 航空機局の一一八㎞から一四二㎞までの周波数の電波を使用する無線設備であつて、A三E電波を使用する周波数間隔が八・三三㎞のものは、その航空機の航行中における通常の状態において、第一項各号の表（第一号の表信号対雑音比の項を除く。）に定める条件に適合するものであるほか、送信装置における信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの周波数で七〇パーセント変調をした場合において、三五デシベル以上でなければならぬ。

4| 航空機局の一一八㎞から一三七㎞までの周波数の電波を使用する無線設備であつて、G一D電波を使用するものは、その航空機の航行中における通常の状態において、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。

一 四 (略)

第四十五条の十二 航空機局の一一八㎞から一四二㎞までの周波数の電波を使用する無線設備（G一D電波を使用するものを除く。）は、その航空機の航行中における通常の状態において、次の各号の表に定める条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信装置

區別	条件
(略)	(略)
総合周波数特性（変調周波数三五〇ヘルツから二、五〇〇ヘルツまで）	六デシベル以内
(略)	(略)

二 三 (略)

2 (略)

3| 航空機局の一一八㎞から一三七㎞までの周波数の電波を使用する無線設備であつて、G一D電波を使用するものは、その航空機の航行中における通常の状態において、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。

一 四 (略)

第四十五条の十二の十 M L S 角度系は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

イホ (略)

へ 方位誘導信号の比例角度誘導情報を与えるために走査 (一定の方法により、電波の幅ふく射方向を変化させることをいう。以下この条において同じ。) されるビーム状の電波 (以下この条において「走査ビーム」という。) は、次の条件に適合するものであること。

(1) (略)

(2) 走査ビームの走査範囲及び走査速度は、別表第六号に示すところによるものであること。

(3) (略)

トル (略)

二 (略)

イホ (略)

へ 後方位誘導信号の比例角度誘導情報を与えるための走査ビームは、次の条件に適合するものであること。

(1) (略)

(2) 走査ビームの走査範囲及び走査速度は、別表第六号に示すところによるものであること。

(3) (略)

トル (略)

三 (略)

イホ (略)

へ 高低誘導信号の比例角度誘導情報を与えるための走査ビームは、次

第四十五条の十二の十 M L S 角度系は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

イホ (略)

へ 方位誘導信号の比例角度誘導情報を与えるために走査 (一定の方法により、電波の幅ふく射方向を変化させることをいう。以下この条において同じ。) されるビーム状の電波 (以下この条において「走査ビーム」という。) は、次の条件に適合するものであること。

(1) (略)

(2) 走査ビームの走査範囲及び走査速度は、別表第四号に示すところによるものであること。

(3) (略)

トル (略)

二 (略)

イホ (略)

へ 後方位誘導信号の比例角度誘導情報を与えるための走査ビームは、次の条件に適合するものであること。

(1) (略)

(2) 走査ビームの走査範囲及び走査速度は、別表第四号に示すところによるものであること。

(3) (略)

トル (略)

三 (略)

イホ (略)

へ 高低誘導信号の比例角度誘導情報を与えるための走査ビームは、次

の条件に適合するものであること。

- (1) (略)
- (2) 走査ビームの走査範囲及び走査速度は、別表第六号に示すところによるものであること。
- (3) (略)

ト・チ (略)

四 (略)

第四十五条の十五 航空局の一八から一四二までの周波数の電波を使用する無線設備(A三E電波を使用する周波数間隔が八・三三のもの及びG一D電波を使用するものを除く。)は、第四十五条の十二第一項第三号の表(感度の項、一信号選択度の項及び総合周波数特性の項を除く。)に定める条件のほか、次の各号の表に定める条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信装置

区別	条件
(略)	(略)
総合周波数特性	変調周波数三〇〇ヘルツから三、〇〇〇ヘルツまでにおいて、六デシベル以内。ただし、これにより達し得る効果と同等以上の効果を上げる性能を有すると認められる場合は、この限りでない。
(略)	(略)

二 受信装置

区別	条件
感度	信号対雑音比を六デシベルとするために必要な受信機入力電圧が、一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調をされたものの場合において、五マイクロボルト以下

の条件に適合するものであること。

- (1) (略)
- (2) 走査ビームの走査範囲及び走査速度は、別表第四号に示すところによるものであること。
- (3) (略)

ト・チ (略)

四 (略)

第四十五条の十五 航空局の一八から一四二までの周波数の電波を使用する無線設備(G一D電波を使用するものを除く。)は、第四十五条の十二第一項第三号に定める条件(感度の項、通過帯域幅の項及び総合周波数特性の項(二に限る。))のほか、次の表に定める条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信装置

区別	条件
(略)	(略)
総合周波数特性(変調周波数三〇〇ヘルツから三、〇〇〇ヘルツ)	六デシベル以内。ただし、これにより達し得る効果と同等以上の効果を上げる性能を有すると認められる場合は、この限りでない。
(略)	(略)

二 受信装置

区別	条件
感度	信号対雑音比を六デシベルとするために必要な受信機入力電圧が、一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調をされたものの場合において、五マイクロボルト以下

一 信号選択 度	通過帯域幅	一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調をされた受信機入力電圧を受信装置の最大感度の点から六デシベル高い値で加えた場合において、当該装置の最大感度時における出力と同等の出力となるときの幅が割当周波数から当該割当周波数の(±)〇・〇〇五パーセント(一定の方向にある航空機局と航空交通管制に関する長距離通信に使用するものにあつては、五kHz)以上
減衰量	スプリア ス・レスポ ンス	一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調をされた受信機入力電圧を加えた場合において、当該装置の最大感度時における出力と同等の出力となるべきの当該受信機入力電圧の四〇デシベル低下の帯域幅が(±)一七kHz以内、六〇デシベル以内
総合周波数特性		変調周波数三五〇ヘルツから二、五〇〇ヘルツまでにおいて、六デシベル以内。ただし、これにより達し得る効果と同等以上の効果を上げる性能を有すると認められる場合は、この限りでない。

三 (略)

2 (略)

31 航空局の一八kHzから一四二kHzまでの周波数の電波を使用する無線設備であつて、A三E電波を使用する周波数間隔が八・三三kHzのものは、第四十五条の十二第一項第三号の表(感度の項、一信号選択度の項及び総合周波数特性の項を除く。)に定める条件のほか、次の各号の表に定める条件に適合するものでなければならぬ。

一 信号選択 度における 通過帯 域幅	一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調をされた受信機入力電圧を受信装置の最大感度の点から六デシベル高い値で加えた場合において、当該装置の最大感度時における出力と同等の出力となるときの幅が割当周波数から当該割当周波数の(±)〇・〇〇五パーセント(一定の方向にある航空機局と航空交通管制に関する長距離通信に使用するものにあつては、五kHz)以上
---------------------------------	---

三 (略)

2 (略)

一 送信装置	
区別	条件
変調方式	振幅変調方式
総合歪率	変調周波数一、〇〇〇ヘルツで八〇パーセントの変調をした場合において、一〇パーセント以下
総合周波数特性	変調周波数三五〇ヘルツから二、五〇〇ヘルツにおいて、六デシベル以内
信号対雑音比	変調周波数一、〇〇〇ヘルツで八〇パーセントの変調をした場合において、三〇デシベル以上
二 受信装置	
区別	条件
感度	信号対雑音比を六デシベルとするために必要な受信機入力電圧が、一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調をされたものの場合において、五マイクロボルト以下
一 信号選択度	一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調をされた受信機入力電圧を受信装置の最大感度の点から六デシベル高い値で加えた場合において、当該装置の最大感度時における出力と同等の出力となるときの幅が割当周波数から(±)二・八kHz以上
通過帯域幅	
減衰量	一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調をされた受信機入力電圧を加えた場合において、当該装置の最大感度

総合周波数特性	スプリア	<p>時における出力と同等の出力となるべきの当該受信機入力電圧の四〇デシベル低下の帯域幅が(±)一七㏏以内、六〇デシベル低下の帯域幅が(±)二五㏏以内</p>
	ス・レスボン	
<p>変調周波数三五〇ヘルツから二、五〇〇ヘルツまでにおいて、六デシベル以内。ただし、これにより達し得る効果と同等以上の効果を上げる性能を有すると認められる場合は、この限りでない。</p>		

三 空中線

區別	条件
偏波面	<p>航空交通管制に関する通信に使用するものにあつては、垂直偏波であつて、かつ、なるべく水平偏波を含むものであること。</p>

4| 航空局の一八㏏から二三七㏏までの周波数の電波を使用する無線設備であつて、G-D電波を使用するものは、第四十五条の十二第四項各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。

別表第一号 (第5条関係)  
周波数の許容偏差の表

3| 航空局の一八㏏から二三七㏏までの周波数の電波を使用する無線設備であつて、G-D電波を使用するものは、第四十五条の十二第三項各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。

別表第一号 (第5条関係)  
周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
1～5 (略)	(略)	(略)
6 100MHzを超え470MHz以下	1 (略) 2 陸上局 (1) (略) (2) <u>航空局 (注45, 54)</u> (3)・(4) (略) 3～10 (略)	(略) (略) 20 (略) (略)
7～9 (略)	(略)	(略)

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
1～5 (略)	(略)	(略)
6 100MHzを超え470MHz以下	1 (略) 2 陸上局 (1) (略) (2) <u>航空局 (注45)</u> (3)・(4) (略) 3～10 (略)	(略) (略) 20 (略) (略)
7～9 (略)	(略)	(略)

注1～注53 (略)

注1～注53 (略)

注54 A3E電波を使用する周波数間隔が8.33 kHzの周波数の電波を使用する航空局の無線設備にあつては、この表に規定する値にかかわらず、周波数の許容偏差は、1 (10<sup>-6</sup>) とする。

別表第二号 (第6条関係)

別表第二号 (第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値

第1 占有周波数帯幅の許容値

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)
A3E	5.6kHz	周波数間隔が8.33 kHzの周波数の電波を使用する航空局及び航空機局の無線設備
	8kHz	放送番組の伝送を内容とする国際電気通信業務の通信を行う無線局の無線設備
	15kHz	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備
	6kHz	その他の無線局の無線設備 (航空機用救命無線機を除く。)

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)
A3E		
	8kHz	放送番組の伝送を内容とする国際電気通信業務の通信を行う無線局の無線設備
	15kHz	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備
	6kHz	前2項のいずれにも該当しない無線局の無線設備

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別図第四号の十一 隣接チャネル漏えい電力の許容値 (第45条の12第4項 関係)

(略)

附 則

(施行期日)

1| この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2| この省令の施行の際現にその型式について総務大臣の行う検定に合格している義務航空機局の無線設備の機器のうち、電波の型式がA三Eであつて周波数間隔が八・三三kHzの周波数の電波を使用するもの(施行規則第十条の五第一号に基づき型式検定を要しない機器とされたものを含む。)は、改正後の設備規則の規定に適合しているものとみなし、なお型式検定の合格の効力を有するものとする。

(略)	(略)	(航空機用救命無線機を除く。)
(略)	(略)	(略)

別図第四号の十一 隣接チャネル漏えい電力の許容値 (第45条の12第3項 関係)

(略)